

一般社団法人 IDEMA 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人 IDEMA と称する。

英文名は、International Data Storage Equipment and Materials Association と定める。

第2条 (事務所)

当法人は事務所を東京都港区西新橋二丁目11番9号 ワタルビル6階に置く。

第3条 (目的)

当法人は、ドライブ装置業界・ヘッド業界・メディア業界・材料業界及び製造装置業界を含むデータストレージ関連業界の製品・技術・市場の最新動向情報を共有し、各業界間・企業間相互の交流促進を図るとともに、アカデミアとの交流・技術革新を促進し、グローバルなデータストレージ産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) データストレージ産業の動向、技術開発動向に関する研究会、セミナー、シンポジウム、展示会の開催、国際交流の推進、情報の収集、出版物の発行
- (2) データストレージ関連技術に関する工業規格等の検討
- (3) 関連する業界団体、アカデミアとの交流
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な活動

第5条 (公告の方法)

当法人の公告方法は、官報に掲載する。

第6条 (機関)

当法人は、当法人の機関として、社員総会、理事会、理事及び監事を置く。

第2章 会員

第7条 (会員の構成)

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同し、入会した法人会員
- (2) 準会員 当法人の目的及び事業に賛同し、入会した個人会員及びアカデミア会員
- (3) 特別会員 当法人に協力した法人や団体等で、理事会により指定された会員

第8条 (入会)

当法人に入会を希望するものは、規定の入会申込書を提出して理事会の承認を得て、別に定める年会費を納めたときに会員となる。

第9条 (記載変更届)

会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

第10条 (退会)

退会を希望する会員は、書面又は電磁的記録によって退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。なお、所定の期日までに会費を納めないときも退会となる。

第11条 (喪失)

法人が解散し、又は個人会員が死亡したときは、その資格を喪失する。

第12条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総会員の過半数を有する会員が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の賛意をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

第13条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第14条 (権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第 15 条 (開催)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第 16 条 (招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第 17 条 (議長)

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

第 18 条 (議決権)

社員総会における議決権は、別に定める会費負担の差などによるカテゴリーごとに次のとおりとする。

- (1) 【カテゴリー】 Tier-1 【議決権】 5
- (2) 【カテゴリー】 Tier-2 【議決権】 4
- (3) 【カテゴリー】 Tier-3 【議決権】 3
- (4) 【カテゴリー】 Tier-4 【議決権】 2
- (5) 【カテゴリー】 Tier-5 【議決権】 1

第 19 条 (決議)

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
3. 会長が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき全社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の社員総会への同意があったものとみなす。

第 20 条 (議事録)

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 4 章 役員・顧問

第 21 条 (役員)

当法人に次の役員を置く。

理事 3 名以上 15 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

2. 理事のうち、1 名を代表理事とする。
3. 当法人は副会長を置くことができる。2 名以内
4. 当法人は専務理事を置くことができる。2 名以内

第 22 条 (役員を選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第 23 条 (役員の仕事)

会長は当法人を代表し、第 4 条に定める事業及び会務を統括し、社員総会及び理事会を召集し、その議長をつとめる。

2. 理事は理事会を組織して、当法人の第 4 条事業計画の企画作成、その他の会務を審議決定し業務を執行する。また、理事は会長又はその代行者の委嘱により第 4 条に掲げる事業の中の特定の目的に関する事業及び会務を分担する。
3. 監事は当法人の会計と会務の執行状況を監査する。監事は理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

第 24 条 (役員の仕事)

理事及び監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠・増員・交替などに伴う規定は、別に定める。

第 25 条 (顧問)

当法人は顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

顧問は理事会、専門委員会に出席できるが議決権はない。

第 5 章 理事会

第 26 条 (構成)

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 27 条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第28条 (招集)

理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第29条 (議長)

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第30条 (決議)

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、理事の提案にかかわる決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第31条 (報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第32条 (議事録)

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第33条 (理事会規則)

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 専門委員会

第34条 (専門委員会)

当法人は、業務の活動を円滑に遂行するため、専門委員会を置くことができる。

専門委員会の詳細は別に定める。

第7章 事務局

第35条 (事務局)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

第36条 (事業年度)

当法人の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日までの年1期とする。

第37条 (事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第38条 (事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付随明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付随明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第39条 (余剰金の不分配処理)

当法人は余剰金の分配は行わない。

第9章 附則

第40条 (最初の事業年度)

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年12月31日までとする。

第41条（設立時の役員）

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 高野公史 半谷正夫 徳島敬芳

設立時代表理事 高野公史

設立時監事 太田宏明

第42条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都小平市小川町一丁目755番地の2 武蔵野鷹の台ガーデンハウス307号

設立時社員 高野公史

住 所 神奈川県平塚市夕陽ヶ丘35番23号

設立時社員 太田宏明

第43条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 IDEMA 設立のため、設立時社員兼設立時社員高野公史の定款作成代理人太田宏明は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年6月17日

設立時社員 高野公史

設立時社員 太田宏明

定款作成代理人 太田宏明

